

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月5日
生徒指導委員会

I いじめ等問題行動に対応する基本方針

いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる

- 1 いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という危機意識をもつ。
- 2 いじめの未然防止が重要であり、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。
- 3 被害者（いじめを受けた児童）の立場に立ち、その児童生徒の生命・心身を保護することが重要である。
- 4 加害者（いじめている児童）に対しては、教職員が毅然とした態度で組織的に指導を行う。
- 5 関係の保護者、必要に応じて関係諸機関と連携し対応する。

II いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（文科省平成29年3月）

注¹ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を示す。

注² 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

III 本校の実態

令和4年度1学期に実施した学校評価アンケート結果は、次の表の通りである。

番号	評価の観点	評価（児童）				評価（保護者）			
		4	3	2	1	4	3	2	1
1	楽しく学校生活を送っている	67	23	5	5	54	37	7	2
2	困っているとき、先生は相談にのってくれる	38	36	17	9	33	46	18	3
3	命を大切に、学校や社会の約束事やマナーを守ろうとしている	71	23	5	1	45	44	10	1
4	思いやりをもって友だちと生活している	65	30	4	1	62	34	3	1
5	家で学校の話をよくする	68	22	7	3	46	32	18	4
6	授業に熱心に取り組んでいる	55	32	10	3	33	47	17	3
7	授業はわかりやすい	49	39	9	3	35	47	13	5

評価基準は、4：そう思う 3：ややそう思う 2：あまりそう思わない 1：そう思わない の4段階
値はパーセント(%)

児童の集計結果の中では、「命を大切に、学校や社会の約束事やマナーを守ろうとしている」の項目が最も高い数値だった。また、「思いやりをもって友だちと生活している」や「楽しく学校生活を送っている」「家で学校の話をよくする」の項目でも90%以上の評価となった。これらから、友達をいたわりながら学校生活を楽しみ、保護者との情報共有もできている児童が多いことがうかがえる。しかし、他の項目と比べ、「困っているとき、先生は相談にのってくれる」の項目が低い数値にとどまってしまっているのが課題だと考えられる。今年度は、児童が話しやすい環境づくりや教育相談の機会をさらに充実させ児童の実態を把握しつつ、充実した生活がおくれるように支援していきたい。

保護者の集計結果では、「思いやりの気持ちをもって友だちと生活している」の項目が約96%の高い数値を示している。しかし、「家で学校の話をよくする」や「困っているとき、先生は相談に乗ってくれる」の項目は70%台であり、保護者の集計結果の中では低い数値になっている。児童と保護者の意見の結果にずれがあるものの、どちらにしても児童が充実した学校生活を送ることで、心が満たされ、各家庭への信頼につながるよう努力していく必要がある。

両者の集計結果を比較すると、全て「楽しく学校生活を送っている」の項目で90%以上の高い数値を示していることが分かる。この結果を今後も維持、向上させるために、さらに教育活動を創意工夫していくとともに、評価が低い項目については、職員でしっかりと話し合いを持ち、教育の質の向上や学校運営の改善に向けて努めていきたい。

学校評価を行うメリットは、①教育活動の改善 ②教職員の意識改革 ③保護者や地域住民の学校への協力等である。学校は、学校評価によるPDCAサイクル〔P：Plan(目標設定) D：Do(実行) C：Check(評価) A：Action(改善)〕を実行する中で、評価を真摯に受け止め、教育活動を工夫・改善していくことが必要である。保護者や地域住民から今後も積極的な情報提供をいただき、信頼される学校づくりに努力していきたい。

IV 取組の内容

1 教職員

(1) 未然防止の取組

ア 規律のある「わかる授業」に努め、すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していく。

イ 年間計画に従い、道徳の時間や学級活動等で、「いじめはいけない」ということや「何がいじめなのか」ということを指導する。

ウ 児童に対する不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に十分に注意を払う。

エ 児童の毎日の様子を観察し、児童が発する「小さなサイン(言葉、表情、しぐさ、行動)を見逃さず、発見する。

オ 教育相談(アンケート及び面談)を6月、10月、2月の年3回実施する。

カ 児童の気になる変化や行為等があった場合、打ち合わせで報告し、教職員の共通理解を図る。必要に応じて、「問題行動記録ノート」などに記録をし、情報を共有する。

キ いじめ相談窓口、教育相談箱の設置を生徒指導だよりなどで家庭に周知する。

(2) いじめの兆候発見時の取組

ア 「横芝光町立横芝小学校 いじめ対応マニュアル」に従って、最悪の事態を想定して、慎重に、素早く、誠実に、組織をあげて対応する。

イ 事実関係の正確な把握と情報収集をする。

(ア) 被害者の訴えを受け止める

丁寧にじっくりと傾聴し、教師に何を望んでいるのかをきちんと確認する。

(イ) いじめの実態と構造をつかむ

①加害者は誰と誰なのか、②グループ化しているのか、③どのくらいの頻度で、④どのようなことが行われていたのか、また、⑤これまでにいじめを回避するためにどのよう

な行動をとってきたのか、⑥親には相談しているのか 等を把握する。

- (ウ) 必要に応じて保護者と面談する
早めに家庭訪問をして、事実関係の報告、今後の学校の対応方針、支援の具体策（誰が誰に、いつまでに、何をするか）を伝える。
被害者、被害者の保護者の訴えに対し、「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る」決意とメッセージを言葉で伝える。
- (エ) 加害者のいじめに至る行動、心理的背景に留意する。
加害者への働きかけは、個別に速やかに行う。加害者が複数の場合は、口裏を合わせないように、同じ時間内に全員と個別に聞き取りをする。
- ウ 情報収集後、24時間以内にチーム会議（いじめ問題対策委員会）を開く。

2 児童

- (1) きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付ける。
 - ア 始業のチャイムで着席する。
 - イ 正しい姿勢を保つ。
 - ウ 忘れ物をしない。
 - エ 宿題や家庭学習に取り組む。
- (2) 友達の良さを認め、思いやりの気持ちをもつ。
 - ア 「ありがとう」と感謝の気持ちを伝える。
 - イ 「ごめんなさい」と素直に謝る。
 - ウ 友達の嫌がることは絶対にしない。
 - エ 困ったときや悩みがあれば、大人に相談する。
- (3) 安全に気を付け、友達と仲良く生活する。
 - ア 元気に挨拶をする。
 - イ ルールを守り、友達と仲良く遊ぶ。
 - ウ 廊下は右側を静かに歩く。
- (4) 協力して一生懸命に仕事をする。
 - ア 一生懸命に掃除をする。
 - イ 友達と協力したり手伝ったりする。

3 保護者・地域

- (1) 子どもと過ごす時間をつくる。
 - ア 「おはよう」「いってらっしゃい」「おかえり」「おやすみ」の挨拶をかわす。
 - イ 食事の時間を合わせる。
 - ウ 子どもの話を最後まで聴く。
 - エ 宿題をみたり、読んでいる本や学習ノート等を見たりする機会をつくる。
 - オ ゲーム、携帯電話・スマートフォン、インターネット等の使い方やルールを話し合い、納得のいくルールをつくる。
 - カ 携帯電話・スマートフォン、パソコン等インターネットに接続できる端末に、フィルタリングを設定する。
- (2) 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに学校に報告する。
 - ア 日常生活の変化
 - イ 家族との関係の変化
 - ウ 友人関係の変化
 - エ 持ち物の変化
- (3) 大人同士の関係をつくる。
 - ア 学校行事やPTA活動、地域の行事に積極的に参加する。

4 携帯電話やインターネットによるいじめ

- (1) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- (2) 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダーは違法な情報発信停止を求めたり情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。(必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。)
- (3) 早期発見の観点から、町教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (4) 児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- (5) パスワード付きサイトや SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解を求めていく。

V 年間計画 (いじめ未然防止の取組)

	「※ ¹ いじめ問題対策委員会」	全教職員
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・【4月】いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 ・【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討 ・【4月】望ましい集団づくりのための取組内容の検討 ・【5月】教育相談の取組内容の検討 ・【6月】「いのちを大切にするキャンペーン」の取組内容の検討 ・【7月】1学期の取組の反省と2学期以降の取組内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・【4月】※²関係諸機関の担当者の把握 (生徒指導主任) ・【4月】いじめ防止基本方針をホームページに示す ・【4月】学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明 (PTA総会時生徒指導主任) ・【6月】教育相談後の情報交換 ・【6月】「いのちを大切にするキャンペーン」への取組
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・【10月】教育相談の取組内容の検討 ・【10月】人権週間の取組内容の検討 ・【12月】2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・【9月】夏休み中の児童の様子について情報交換 (生徒指導委員会→打ち合わせ) ・【11月】教育相談後の情報交換
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・【2月】教育相談の取組内容の検討 ・【3月】3学期の取組の反省と次年度の取組内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・【1月】冬休み中の児童の様子について情報交換 (生徒指導委員会→打ち合わせ) ・【3月】教育相談後の情報交換
定期的取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週木曜の打ち合わせで児童についての情報交換 ・「問題行動記録ノート」などでの記録 	

※¹いじめ問題対策委員会… 構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭とする。

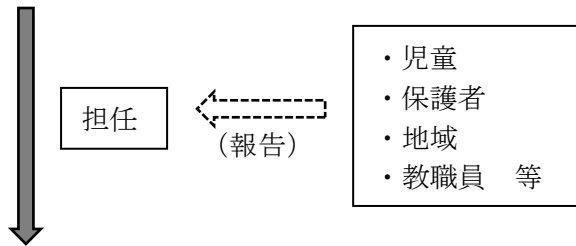
※²関係諸機関… 以下の諸機関のことを指す。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・横芝光町教育委員会
0479-84-4116 ・東上総児童相談所
0475-27-1733 | <ul style="list-style-type: none"> ・山武警察署生活安全課
0475-82-0110 ・東上総教育事務所 教育相談専用電話 (直通)
0475-23-4460 |
|---|--|

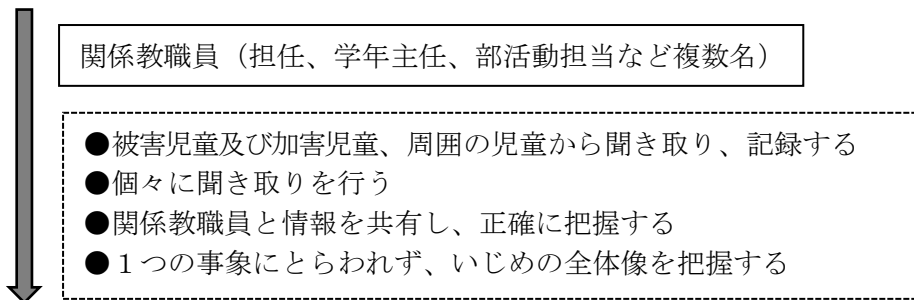
- ・横芝光町福祉課
0479-84-1257
- ・山武郡市教育相談センター
0475-54-0367
- ・町健康子ども課（プラム）
0479-82-3400
- ・外房地区少年センター（少年課）
0475-22-3741

横芝光町立横芝小学校 いじめ初期対応マニュアル

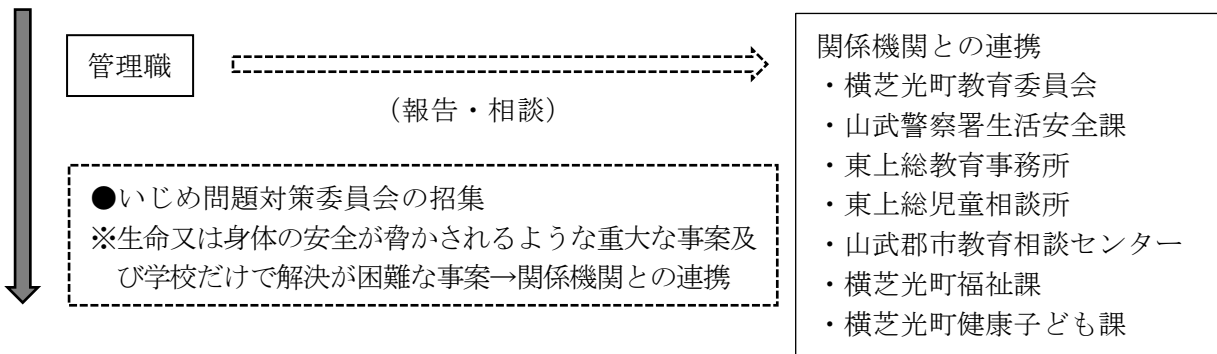
1 いじめ情報のキャッチ（認知）



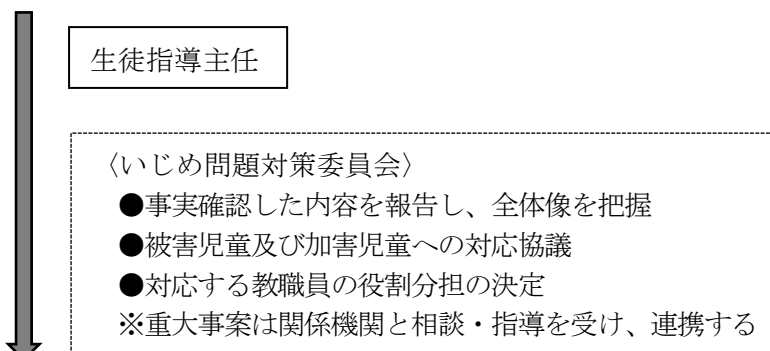
2 事実関係の正確な把握



3 報告



4 指導方針、体制の決定



5 保護者との連携

関係教職員

- 被害児童及び加害児童の保護者に直接会って、事実確認した内容と具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。